平成２６年（フ）第２号
岩手県久慈市天神堂第36地割53番地５
債務者　熊谷　昭子
１　決定年月日時　平成26年１月27日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月24日まで
盛岡地方裁判所二戸支部

平成２５年（フ）第７５７号
仙台市若林区土樋254番地の４　エクシード土樋202
債務者　齋藤　健浩
１　決定年月日時　平成26年１月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月24日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第７８２号
仙台市太白区大野田２丁目１番48―403号
債務者　沖津みどり
１　決定年月日時　平成26年１月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月24日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第１２８号
山形県南陽市小岩沢1720番地の29
債務者　川端　良一
１　決定年月日時　平成26年１月27日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月24日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２５年（フ）第３３号
群馬県利根郡みなかみ町布施1621番地36
債務者　中村　邦久
１　決定年月日時　平成26年１月27日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月24日まで
前橋地方裁判所沼田支部破産係

平成２６年（フ）第７号
群馬県太田市東本町38番26―301号、前住所群馬県太田市新田下田中町485番地８
債務者　福祉総合開発こと　下坊　武史
１　決定年月日時　平成26年１月27日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月24日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２５年（フ）第３８３号
埼玉県深谷市折之口309番地２
債務者　内田　修二
１　決定年月日時　平成26年１月27日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月24日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２５年（フ）第３９６号
埼玉県本庄市児玉町小平1180番地１
債務者　濱田　憲法
１　決定年月日時　平成26年１月27日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月24日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２６年（フ）第１１号
埼玉県東松山市箭弓町３丁目10番１号　フェニックス101、旧住所埼玉県東松山市材木町16番15号　ウィンベルソロ東松山104
債務者　三成智佳子
１　決定年月日時　平成26年１月27日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月24日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２５年（フ）第６４号
千葉県館山市八幡７番地の１
債務者　鈴木いつ子
１　決定年月日時　平成26年１月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月24日まで
千葉地方裁判所館山支部

平成２５年（フ）第６５号
千葉県鴨川市横渚1387番地１
債務者　久野　善也
１　決定年月日時　平成26年１月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月24日まで
千葉地方裁判所館山支部

平成２５年（フ）第４４２号
神奈川県座間市新田宿548番地の５
債務者　玉腰　広昭
１　決定年月日時　平成26年１月24日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月24日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２５年（フ）第４５３号
神奈川県座間市栗原中央４丁目25番43号
債務者　小松　裕明
１　決定年月日時　平成26年１月24日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月24日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２５年（フ）第２０１２号
名古屋市東区筒井３丁目30番12号　森ビル405号
債務者　村川　正信
１　決定年月日時　平成26年１月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２１７９号
名古屋市守山区森宮町263番地　山下住宅101号
債務者　岩﨑　敏明
１　決定年月日時　平成26年１月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２１９９号
名古屋市千種区希望ケ丘２丁目３番22号　希望ケ丘荘１棟107
債務者　髙尾　真美
１　決定年月日時　平成26年１月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２３４０号
名古屋市中村区砂田町３丁目28番地　サンパーク木村３．101号
債務者　山口　　隆
１　決定年月日時　平成26年１月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第９２１号
大阪府藤井寺市藤井寺３丁目２―24　タツミハイツ205号、住民票上の住所大阪府藤井寺市藤井寺１丁目２番４号
債務者　藤原　敏博
１　決定年月日時　平成26年１月24日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月24日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係